

令和4年12月13日
観光庁

年明け以降の全国旅行支援の実施について

年明け以降の全国旅行支援について、令和5年1月10日より実施することとしましたので、お知らせします。

- ・ 年明け以降の全国旅行支援については、新たな行動制限が必要な事態が生じないことを前提に、令和5年1月10日より実施することといたします。
- ・ 対象期間については、これまでに措置した予算の範囲内で都道府県において設定することとします。(予算が無くなり次第、順次終了)
- ・ また、割引率・割引上限額等の詳細については、別紙のとおりです。
- ・ 旅行に行かれる際には、引き続き、基本的な感染対策をしっかりと行った上で、お出かけいただければと思います。

【問い合わせ先】

観光庁

担当：遠藤：03-5253-8329

杉田：03-5253-8329

實重：03-5253-8328

年明け以降の観光需要喚起策

<割引率>

20%

<割引上限額>

交通付旅行商品：5,000円（一泊当たり）

（鉄道、バス、タクシー・ハイヤー、航空、フェリーなど）

上記以外：3,000円（日帰り旅行含む）

<クーポン券> ※原則として電子クーポン

平日：2,000円

休日：1,000円